

2023年3月22日

補助事業案件への信用保証制度の対応について

一社)全国石油協会
信用保証事業部

補助事業案件について、代金支払いから補助金交付までのつなぎ資金や補助金対象外の自己資金部分について、全国石油協会の信用保証制度を利用することができます。
利用を希望される場合は、所属する各石油組合に相談の上、以下の手順で手続き願います。

1. 「事前相談メモ」にて事前相談を行う。

別紙1の「事前相談メモ」と必要書類を所属する石油組合経由石油協会へ提出することで、保証可能額を算定することができます。送付いただく書類は以下の通りです。

- ①事前相談メモ(別紙1)
- ②決算書類(直近3期分)及び試算表(決算後6か月超の場合)の写し
- ③工事業者の見積書の写し
- ④補助金申請書類の写し

尚、必要に応じて追加の資料をお願いすることがあります。

2. 対象となる保証種類

<小口設備資金>

借入期間:10年以内かつ取得財産処分制限期間以内

返済方法:毎月分割弁済(補助金交付額は別途繰上げ返済)

適用金利:金融機関所定の利率

保証料:0.8%(出捐金利用承諾の場合は1.0%)

3. 事前相談により内諾された場合

- (1) 内諾された内容にて正式申込をします。申込書類は石油組合が配布します。
- (2) 必要書類を取り纏め石油組合経由石油協会に提出します。
- (3) 出捐金を保有していない場合は利用承諾手続き(他の出捐者の出捐金を借りる)を取ることができます。この場合保証料は0.2%上乘せとなります。

以 上

<添付書類>

- 石油協会信用保証の利用例
- 別紙1「事前相談メモ」
- 「信用保証パンフレット」

＜石油協会信用保証の利用例＞

POS 設備の導入

- ・A 社は POS 設備を 6 百万円(除く消費税)で導入することとし、その費用を補助金と借入で賄うことにした。
- ・補助金を申請し 4 百万円で交付決定を受けた。(補助率 2/3)
- ・石油組合経由石油協会及び金融機関に保証や借入の事前相談を行い、6 百万円にて保証の内諾を得られたため、正式に保証申し込み手続きを行った。
- ・石油協会の正式保証決定後 POS 設備を設置し、代金は全額借入金にて支払った。
(借入金 6 百万円、借入期間 5 年、毎月 10 万円返済)
- ・代金支払い後 3 か月で補助金 4 百万円入金したため、上記借入金の残高 5.7 百万円に対して補助金 4 百万円を繰上返済し、借入金残高は 1.7 百万円となる。

※これ以降は毎月 10 万円の返済を継続しても、1.7 百万円を自己資金で繰上返済することも、いずれも可能。

事前相談メモ

日付

信用保証委員会

1. 相談者名	
2. 出捐番号・出捐口数 (利用承諾希望の場合はその旨記載)	
3. 運営給油所数	
4. 石油協会保証の利用有無 (現時点で:いずれかに○印)	有り・無し
5. 返済条件変更(減額等)の有無 (金融機関に確認願います)	有り・無し
6. 融資申込金額	
7. 借入時期	年 月 日頃
8. 借入金融機関・支店名 ※	
8. 資金の用途 (〇〇SS〇〇設置工事など) (運転資金も含めて借入したい場合はその旨記載)	

<添付書類>(添付しているものに○印)

1. 工事業者の見積書(写し)
2. 補助金申請関係書類(写し)
3. 決算書類(写し)

※注

利用予定金融機関には、事前に石油協会保証を利用予定である旨お伝え願います。
(当会保証を利用できない金融機関もあるため)

お申し込み及び出捐口に対するご相談(利用承諾(他の所有者からの借用)や購入)などは、下記の石油組合までお気軽にお問い合わせください。

北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111	滋賀県石油協同組合	077-522-7369
青森県石油商業協同組合	017-722-1400	京都府石油協同組合	075-642-9733
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	大阪府石油協同組合	06-6362-2910
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	奈良県石油協同組合	0742-26-1800
福島県石油業協同組合	024-546-6252	和歌山県石油協同組合	073-431-6251
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	兵庫県石油協同組合	078-321-5611
山形県石油協同組合	023-664-2821	岡山県石油商業協同組合	086-246-2040
新潟県石油業協同組合	025-267-1321	広島県石油販売協同組合	082-261-9431
長野県石油協同組合	026-217-6740	鳥取県石油協同組合	0859-21-1400
群馬県石油協同組合	027-251-1888	島根県石油協同組合	0852-25-4488
栃木県石油協同組合	028-622-0435	山口県石油協同組合	083-973-4400
茨城県石油業協同組合	029-224-2421	徳島県石油事業協同組合	088-622-6406
千葉県石油協同組合	043-246-5225	高知県石油業協同組合	088-831-0439
埼玉県石油業協同組合	0480-53-3215	愛媛県石油業協同組合	089-924-3856
東京都石油業協同組合	03-3593-1421	香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665
神奈川県石油業協同組合	045-641-1351	福岡県石油協同組合	092-272-4564
静岡県石油業協同組合	054-282-4337	大分県石油販売協同組合	097-533-0235
山梨県石油協同組合	055-233-5850	佐賀県石油協同組合	0952-22-7337
愛知県石油業協同組合	052-322-1550	長崎県石油協同組合	095-826-4181
三重県石油業協同組合	059-225-5981	熊本県石油販売協同組合	096-285-3355
岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903	宮崎県石油協同組合	0985-24-7775
富山県石油業協同組合	076-429-8811	鹿児島県石油販売協同組合	099-257-2822
石川県石油販売協同組合	076-256-5330	沖縄県石油業協同組合	098-998-1871
福井県石油業協同組合	0776-34-3151	一般社団法人全国石油協会	03-5251-0460

一般社団法人 **全国石油協会**
<http://www.sekiyu.or.jp>

信用保証制度のご案内

全国石油協会では、揮発油販売業者の皆様が資金調達する際に、金融機関からの借入に対する、債務保証を行っております。資金調達の円滑化や経営基盤の強化を図るために、信用保証制度をぜひご活用ください。



信用保証制度の概要

保証の種類	資金用途	借入限度額	保証金額	保証割合	借入期間	保証料率	保証倍率	対象資金																																																				
小口運転資金	運転資金	1給油所運営	3,000万円	2,850万円	95%	5年以内	年0.8% (対象資金 3.(注1) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。(注1) 地下埋設物の入換工事に伴う油漏れ等の土壌状況調査及び土壌汚染浄化工事 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 																																																			
		2給油所以上運営	6,000万円							5,700万円	小口設備資金	設備資金	1給油所運営	6,000万円	5,700万円	95%	10年以内	年0.8% (対象資金 3.(注2) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油販売業の事業継続に必要な用地、設備機器の導入及び更新等に要する経費 地下埋設物の入換、地下タンクの漏洩防止に係る内面ライニング施工工事及び電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、同計画に基づき設備の取得に要する経費(注2) その他兼業を含め、事業継続に必要な設備設置に要する経費 	2給油所以上運営	10,000万円	9,500万円	セーフティネット資金	運転資金	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 	2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円	6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円	10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円	災害運転資金	運転資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	5年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営	1,000万円	950万円	災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円
小口設備資金	設備資金	1給油所運営	6,000万円	5,700万円	95%	10年以内	年0.8% (対象資金 3.(注2) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油販売業の事業継続に必要な用地、設備機器の導入及び更新等に要する経費 地下埋設物の入換、地下タンクの漏洩防止に係る内面ライニング施工工事及び電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、同計画に基づき設備の取得に要する経費(注2) その他兼業を含め、事業継続に必要な設備設置に要する経費 																																																			
		2給油所以上運営	10,000万円							9,500万円	セーフティネット資金	運転資金	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 	2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円			6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円						10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円	災害運転資金	運転資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	5年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営	1,000万円	950万円	災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	10年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営
セーフティネット資金	運転資金	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 																																																			
		2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円																																																								
		6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円																																																								
		10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円																																																								
災害運転資金	運転資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	5年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。</p>																																																			
		2給油所以上運営	1,000万円	950万円						災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	10年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営	1,000万円	950万円																																						
災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	10年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。</p>																																																			
		2給油所以上運営	1,000万円	950万円																																																								

* 設備資金は、調達資金の全額について保証制度が利用できます。但し、補助金の交付を受けた場合には、受領した補助金相当額について、一部繰上償還をして頂くことになります。
* 担保の設定が必要となる場合があります。

